

令和7年度宮代町国民健康保険税率(案)について

宮代町国民健康保険出産費基金設置及び資金貸付条例の廃止について

1.令和7年度国民健康保険税の税率・税額(案)について

区 分		算定の基礎	税率・税額
医療分	所得割	課税対象額(前年度の総所得金額から430,000円を控除した額)×所得割税率	7.38%
	均等割	被保険者数×1人当たりの均等割額	40,000円
後期高齢者支援金等分	所得割	課税対象額(前年度の総所得金額から430,000円を控除した額)×所得割税率	2.54%
	均等割	被保険者数×1人当たりの均等割額	14,400円
介護納付金分	所得割	課税対象額(前年度の総所得金額から430,000円を控除した額)×所得割税率	2.24%
	均等割	被保険者数×1人当たりの均等割額	15,700円

※介護納付金分は40歳～65歳未満の被保険者がいる場合に加算される。

・現行税率との比較

区分		現行税率	新税率(案)	増加率・額
医療分	所得割	6.98%	7.38%	0.40ポイント
	均等割	32,000円	40,000円	8,000円
後期高齢者支援金等分	所得割	2.09%	2.54%	0.45ポイント
	均等割	11,400円	14,400円	3,000円
介護納付金分	所得割	2.10%	2.24%	0.14ポイント
	均等割	14,600円	15,700円	1,100円

・標準保険税率との比較

区分		新税率(案)	標準保険税率	比較(新税額(案)－標準保険税率)
医療分	所得割	7.38%	7.64%	△0.26%
	均等割	40,000円	45,313円	△5,313円
後期高齢者支援金等分	所得割	2.54%	2.84%	△0.3%
	均等割	14,400円	16,402円	△2,002円
介護納付金分	所得割	2.24%	2.33%	△0.09%
	均等割	15,700円	16,505円	△805円

2.令和7年度国民健康保険税率(案)による増加額

令和7年度の国保税率(案)で試算した賦課総額は、現行町保険税より4,827万円増(8.1%増)となり、1人当たり保険税額は7,709円増となる見込みである。

		R6年度標準保険税率	R6年度町保険税率(現行)	R7年度保険税率(案)
		税率	税率	税率
医療分	所得割	7.64%	6.98%	7.38%
	均等割	45,313円	32,000円	40,000円
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.84%	2.09%	2.54%
	均等割	16,402円	11,400円	14,400円
介護納 付金分	所得割	2.33%	2.10%	2.24%
	均等割	16,505円	14,600円	15,700円
調定額		734,581,000円	599,366,000円	648,089,000円
対前年度比		—	—	48,723,000円
1人当たり調定額		116,213円	94,821円	102,530円
対前年度比		—	—	7,709円

3.賦課限度額の引き上げ

1.改正理由

地方税法施行令等の一部改正に伴い賦課限度額を改定する。
今後、年度末に同施行令等の一部改正があった場合は、専決による改正を行う。

2.改正概要

医療分	賦課限度額	650,000円	→	650,000円	改正なし
後期高齢者支援金等分	//	220,000円	→	240,000円	20,000円増
介護納付金分	//	170,000円	→	170,000円	改正なし
計		1,040,000円	→	1,060,000円	20,000円増

3.施行期日

令和7年4月1日

4.影響世帯数

50世帯(令和6年7月時点の国保税データから)

・モデルケースでの影響額について(世帯・所得別)

単位:円

	所得 0 円			所得 100 万円			所得 200 万円			所得 300 万円		
	現行税率 新税率(案)	現行との差		現行税率 新税率(案)	現行との差		現行税率 新税率(案)	現行との差		現行税率 新税率(案)	現行との差	
		年額	月額		年額	月額		年額	月額		年額	月額
1人世帯 (40~64歳)	17,300	7割 軽減	121,500	17,700	1,475	233,200	27,600	2,300	344,900	37,500	3,125	
	21,000	3,700	139,200			260,800			382,400			
40歳代夫婦 子ども2人 4人世帯	60,700	7割 軽減	164,900	28,700	2,391	337,400	52,500	4,375	489,700	71,600	5,966	
	74,600	13,900	193,600			389,900			561,300			
65歳~74歳 2人世帯	26,000	7割 軽減	95,000	15,800	1,316	229,100	35,300	2,941	319,800	43,800	3,650	
	32,600	6,600	110,800			264,400			363,600			

4.宮代町国民健康保険出産費基金設置及び資金貸付条例の廃止について

・出産育児一時金の支払

被保険者が出産した際は、被保険者が分娩費用を一旦支払い、その後、被保険者からの申請により、町が被保険者に対して出産育児一時金を支給する制度。支給までには2ヶ月程度を要する。

→ 償還払い制度による、一時的な経済的負担が発生

平成13年から出産費基金を設置し、出産育児一時金が支給されるまでの経済的負担を軽減するため、出産育児一時金の8割相当分を事前に貸し付ける事業を実施した。

平成21年10月から、出産育児一時金を保険者から医療機関等へ直接支給する「直接支払制度」が導入され、医療機関での窓口負担が出産育児一時金を超えた分のみの支払いで済むようになった。

平成23年4月からは直接支払制度に対応できない小規模医療機関等においては、「受取代理」の仕組みが制度化された。

これらの出産に係る窓口負担の軽減制度が充実したことにより、貸し付けの需要がなくなり、ここ10年来貸し付け実績はない。

・廃止理由

貸付制度は出産費用を医療機関窓口で支払うことが困難な方を支援するための制度であるが、直接支払制度、受取代理制度を利用した場合の方が負担軽減されるのが現状であり、今後も貸付制度の利用が見込めないことから、貸付制度を廃止し、同時に基金も廃止するもの。

・廃止に伴う基金の処分

令和7年度予算にて、基金残高400万円を国民健康保険特別会計に繰り入れする。

年度別支給件数(参考)

年度	R5	R4	R3	R2	R元
直接支払	4	19	16	13	5
受取代理	1	0	0	0	0
その他	0	2	0	1	0
計	5	21	16	14	5

※その他は、海外出産等